

文化庁京都移転ロゴマーク使用規程

文化庁京都移転準備実行委員会

(目的)

第1条 多様な事業や活動等の広報媒体等に「文化庁京都移転ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)を使用することで、文化庁の京都移転について多くの方に広く知っていただき、機運醸成を図ることを目的とします。

本規程では、ロゴマークの利用に際し、必要な事項を定めるものとします。

(使用方法)

第2条 ロゴマークを使用する際は、あらかじめ使用届を文化庁京都移転準備実行委員会(以下「実行委員会」という。)に提出してください。

2 使用期間は、原則、使用届の提出の日から令和5年3月末までとしますが、令和5年4月以降も継続して使用する場合は、使用届の使用終期に記した年月を使用期間の終期とします。

(使用対象者)

第3条 ロゴマークの使用対象者は、第1条の目的に賛同し、文化庁の京都移転を応援する者とします。

(使用目的)

第4条 以下に記載する事業や活動等に積極的に利用してください。

- (1) 公的機関のほか、民間事業者、その他任意団体等が幅広く実施する事業や活動の広報(文化芸術、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など文化に関連する分野の事業等)
- (2) 企業や団体等で利用する物品類への掲載(名刺、団体内のみで利用する事務用品、封筒、什器備品、ホームページ・SNSなどのWEB媒体、ポスター・パンフレット、製品パッケージ等)

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とします。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークのデザインは、別表の基本デザインを使用してください。用途に応じて、モノクロ版等の使用も可能です。使用の際は、拡大または縮小することは可能ですが、形状の変更は認めません。視認性、判読性に留意しつつ、使用してください。遵守されない使用が判明した場合は、使用をお断りします。

(禁止事項)

第7条 以下に該当する場合は、ロゴマークの使用をお断りします。

- (1) 事業、取組

- ア 特定の個人、政党、思想又は宗教団体の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- イ 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれのあるとき。
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に利用するとき。ただし、特に文化振興等に資すると実行委員会が認める場合はこの限りではない。
- エ 第三者に対する誹謗中傷や差別等、利益を害するものと認められるとき。
- オ 名誉毀損、詐欺など、第三者の権利を侵害するとき。
- カ 反社会的勢力に関連付けた活動と認められるとき。
- キ ロゴマークの使用者が提供する物品やサービス等の品質・安全性を保証し、又は保証すると誤認を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。
- ク その他、実行委員会において不適切であると判断したとき。

(2) 対象者

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- イ 上記に掲げる者から委託を受けた者並びに上記に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者。ただし、特に文化振興等に資すると実行委員会が認める場合はこの限りでない。
- エ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- オ 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、地方税法（昭和25年法律第226号）違反（法人事業税、個人事業税））がある者
- カ 政治団体若しくはこれらに類する者
- キ 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- ク その他、実行委員会が不適切と認める者

(責任の制限)

第8条 ロゴマークの使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、実行委員会は一切その責めを負いません。

(報告)

第9条 実行委員会は、ロゴマークの使用者に対し、適切な使用の観点で必要と認められる場合には、ロゴマークの使用状況について報告を求めることができることとします。

附則

この規程は、令和3年5月21日から施行する。

<別表>

基本デザイン	
 <p>Agency for Cultural Affairs ▶ moving to Kyoto 文化庁 京都へ</p> <p>■ C63 M87 Y15 K0 DIC 2426 マンセル値 5.5P 3.2 / 9.6</p> <p>■ C19 M96 Y100 K4 DIC 2494 マンセル値 6.7R 4.0 / 12.8</p> <p>■ C0 M0 Y0 K100</p>	
モノクロ版	縮小版 (※)
 <p>Agency for Cultural Affairs ▶ moving to Kyoto 文化庁 京都へ</p> <p>■ C0 M0 Y0 K100 ■ C0 M0 Y0 K75 ■ C0 M0 Y0 K90</p>	 <p>文化庁 京都へ 文化庁 京都へ</p> <p>※縮小使用時に英字の判読性が損なわれる場合は、こちらのマークも使用できます。</p>